

1 2 障害者差別解消法に関する相談窓口

国の相談窓口

◆つなぐ窓口◆

障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」が設置されました。

「つなぐ窓口」は、障害者差別解消法に関する質問に対して回答することや、障害を理由とする差別に関する相談事案を適切な自治体・各府省庁の相談窓口に円滑につなげるための調整・取次ぎを行うことを目的に設置されています。

- ・電話相談：0120-262-701
- ・メール相談：info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

※電話・メールでの相談のほか、手話リンク・相談フォームでの相談もできます。
詳しくは、「つなぐ窓口」専用WEBサイト (<https://sabekai-tsunagugo.jp>) へ

福岡県の相談窓口

◆障がい者差別解消専門相談員◆

障害のある人に対する不当な差別的取扱いや、社会的障壁の除去に係る合理的配慮について相談を受付けています。

- ・TEL：092-643-3143（月～金曜日 午前9時～午後5時）
- ・FAX：092-643-3304
- ・メール：sabetsukaisyo@pref.fukuoka.lg.jp

大牟田市の相談窓口

◆福祉課障害福祉担当◆

- ・TEL：0944-41-2663（月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
土日、祝日、年末年始を除く）
- ・FAX：0944-41-2664
- ・メール：e-fs-shougai01@city.omuta.fukuoka.jp